

基礎からのフォレンジック講座 第6回

不正調査チーム設置における留意点

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
フォレンジックサービス
シニアヴァイスプレジデント 曾我 勝一

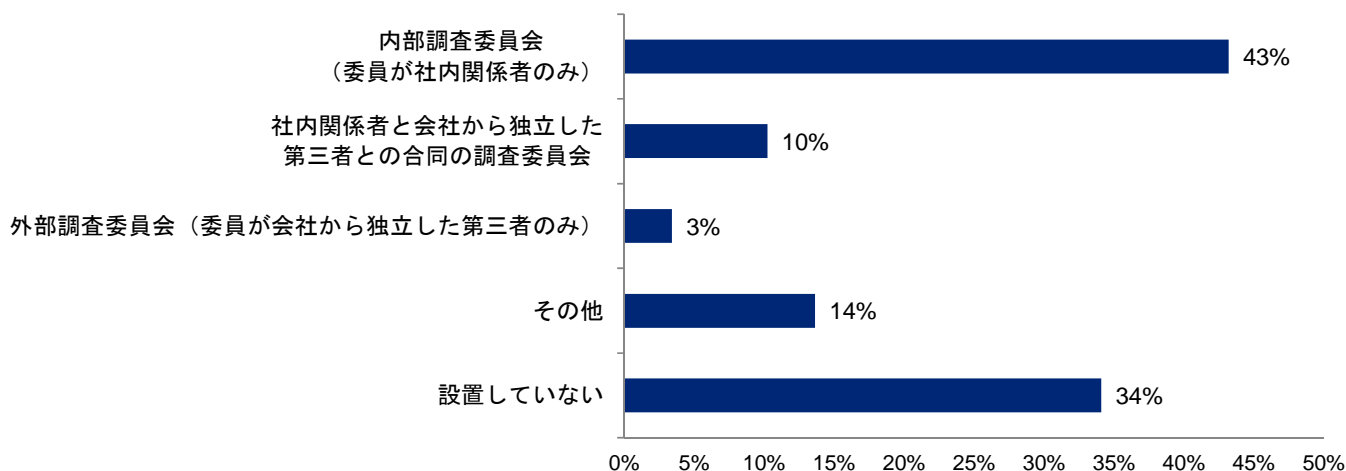
1. 不正発覚時の調査体制構築の実情

企業等において不正が発覚した場合、発覚した不正に適切に対処するというクライシスマネジメントが極めて重要となるが、多くの企業においては実際に不正が発生した際に状況に応じて担当部署・対応内容を都度考えているのが実情であろう。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下、DTFA)は、上場企業約3,800社を対象としてアンケート調査(回答企業数 358社)を実施し、その結果を「企業の不正リスク実態調査 2014」として公表した。

【図表 1】は、回答企業が不正発覚時に設置した調査機関の種類・内容を纏めたものである。

【図表 1】調査のために設置した機関(再掲)



出典:「Japan Fraud Survey 2014 企業の不正実態調査」よりデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

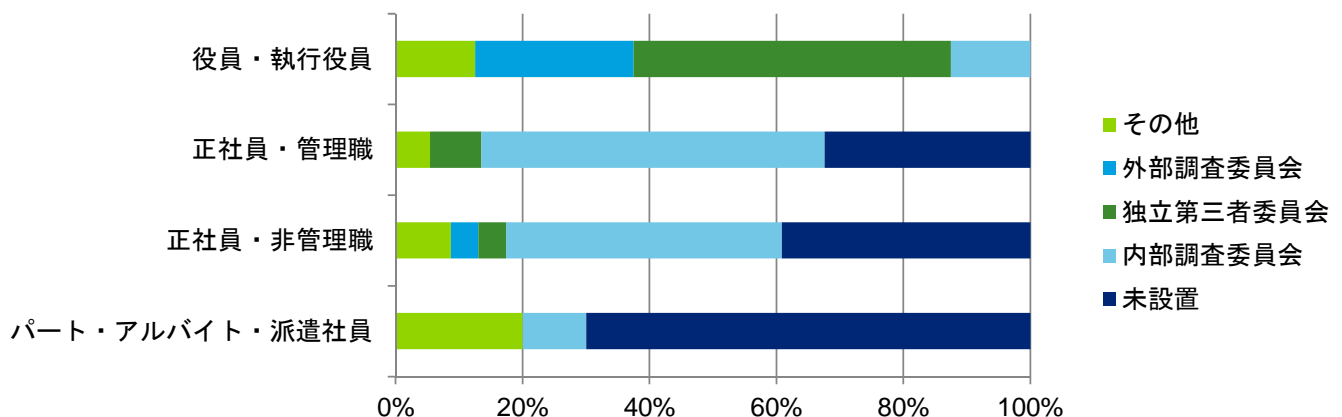
調査方法: 上場企業法務・コンプライアンス部門等を対象に2014年3月末までの2年間の不正実態および不正への取り組みに関するアンケート調査を実施し358社からの回答結果に基づき分析を行っている。

上記のとおり、不正発覚時に設置された機関は内部調査委員会が 43%と最も多い結果となっている。しかしながら調査のための機関を設置していない企業も 34%と多い。

これは、発覚した不正の内容、規模、そして対外的な説明責任を果たすという観点を勘案していると考えられる。例えば、上記の結果を発覚した不正の実行者別に見ると(図表 2)、正社員・管理職以下の従業員による不正の場合は、損害規模もそれ程大きくなく、かつ公表を要するものでもないケースが多いため、社内のメンバーのみが実態調査を実施するケースが多いと考えられる。

これに対して、経営陣による不正の場合、損害規模も大きく、かつ実態の解明や再発防止につき対外的に説明を行う必要があることから、外部専門家を加えた調査委員会あるいは第三者委員会を設置して実態の解明を行うケースが多いものと考えられる。

【図表 2】不正実行者別にみた調査機関の設置状況



出典:「Japan Fraud Survey 2014 企業の不正実態調査」の回答データを元にデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーズ合同会社作成

2. 自社の社員を調査メンバーとして選定する際のポイント

前述のとおり、発覚した不正の実態解明調査を行う調査メンバーの選定に際しては、発覚した不正の内容・規模・対外的な説明責任を果たすことを念頭におく必要がある。特に自社の社員を調査メンバーとする際には、いくつか留意する点がある。

チーム編成の失敗事例

A社は、ある取引先と共謀による不正が発覚し、当該取引先と取引を行っている部門の社員を含む調査チームを組成し調査を開始したが、証拠が残っておらず調査を進める際に困難が生じた。これは、不正の発覚部門の部長であり、メンバーとして調査チームに参画していたC氏自身が不正行為者であり、調査チームによる調査に先んじて証拠となりうる電子データ・証憑書類を隠滅し、調査を妨害していたことによる。

上記は、社内調査メンバーの中に、不正実行者自身が入っていたために、実態解明調査が進まなかった失敗事例である。

一般的には、社内調査チームに、不正が発覚した部署・子会社の社員がメンバーとして参画するケースがある。このメリットとして、①証拠となり得る証憑書類や電子データの所在場所を知っているため、効果的に証拠の保全を行うことができる。②当該部署・子会社に所属する社員の経歴・業務内容を熟知しているため、効率的に情報を収集できる。③不正が発覚した部署・子会社の業務内容・業務フロー・取引先毎の取引内容といった業務に精通しているため、効率的に調査を進めることができるなどが挙げられる。

しかしながら、不正が発覚した部署・子会社の社員を調査メンバーに含めると、実態解明を進める上で3つの危険性がある。すなわち、①調査メンバーに選ばれた社員が不正実行者もしくは共謀者である場合、本人は証拠となり得る書類やデータの所在を知っているため、上記の事例のように調査の実施に先立って関連書類やデータを隠滅することができる。②不正実行者およびその共謀者を含む不正発覚部署・子会社に所属する社員に調査に関する情報が漏洩する危険性がある。③不正実行者およびその共謀者が調査の実行部隊に含まれている場合には、意図的に他の調査メンバーに対して事実と異なる情報を与える等により調査を誤った方向へ誘導し事実を隠蔽することが出来るといった危険性がある。

従って、実態解明調査を効率的に進め、かつ上記のデメリットを回避するためには、不正の発覚した部署・子会社の社員に対しては、調査の初期の段階で、資料の所在、当該部署・子会社が行っている事業内容や業務フローといった概要を聴取するにとどめ、資料の収集や保全・資料の閲覧に関与させない、調査の実施に関与させない、調査の進捗状況についても情報を与えないといった対応を検討する必要がある。

また、調査に着手した段階で、上記のように電子データの破棄等の証拠隠滅が発見された場合には、コンピュータフォレンジックの専門家等の外部リソースを活用することも検討する必要がある。

3. まとめ

以上のように、実態解明の調査を実施する調査体制を構築する際には、発覚した不正の内容や規模、そして対外的な説明責任を果たすと言う観点から、調査体制・調査メンバーを選定すると共に、必要に応じて外部専門家の参画も検討する必要がある。

本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。